



## 卒 FIT 買取サービス 重要事項説明書 兼 買取条件説明書

本書では、当社が取次契約を締結する株式会社 Loop(以下、「本小売電気事業者」といいます。)がお客さまから固定価格買取制度(FIT)の買取期間が満了となった電源の余剰電力を受給する際の条件を概説します。詳しくは当社電力受給約款等をご確認願います。

### 1. お申し込みの方法

当社指定のお申込みフォームまたはお申込書よりお申し込みいただけます。

### 2. 買取開始の予定年月日

当社は、お客さまの買取契約の申込みを承諾した際には、お客さまとの協議により買取開始日を定め、買取開始にかかる準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始します。なお、買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第 3 条第 1 項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日であって、お客さまの買取開始希望日以降最初に到来する日とします。

### 3. 買取電力量の計測・買取料金の算定

- (1) 買取電力量は計量器の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者(電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者)が設置した計量器により計測した検針値により決定します。
- (2) 検針は毎月、原則として、検針日に一般送配電事業者が行うものとします。なお、当該検針の結果は本小売電気事業者より当社が受領します。
- (3) 買取料金は算定期間を「1月」として、当月分の買取電力量に、以下の買取電力量料金単価を乗じて得た金額とします。なお、買取電力量料金単価には、環境価値等および消費税等相当額を含むものとします(1円未満切り捨て)。

	買取電力量料金単価	
北海道電力管内	1キロワット時につき	8.00円
東北電力管内	1キロワット時につき	8.00円
東京電力管内	1キロワット時につき	8.00円
中部電力管内	1キロワット時につき	7.00円
北陸電力管内	1キロワット時につき	7.00円
関西電力管内	1キロワット時につき	7.00円
中国電力管内	1キロワット時につき	7.00円
四国電力管内	1キロワット時につき	7.00円
九州電力管内	1キロワット時につき	7.00円



## 4.買取料金の支払い

- (1) 買取料金は、お客さまが指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いします。なお、振込手数料は当社が負担します。
- (2) 買取料金の支払期日は、計量期間の最終日(当月の検針日の前日)を起点とし、翌月末日とします。
- (3) 買取電力量と買取料金については、算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

## 5.工事費等

- (1) 計量器は一般送配電事業者の所有とし、必要に応じて一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担となることがあります。
- (2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまより電気を受給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

## 6.お客さまのご協力

### (1) 発電場所への立入り

当社および一般送配電事業者は、買取契約の遂行上、発電場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

### (2) 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

### (3) 保安に対するお客さまの協力

- ・ 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむを得ない場合、または電気の買取上または保安上必要な場合、電力買取の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いします。

## 7. 契約期間

- (1) 契約期間は、原則として買取契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までとします。
- (2) お客さままたは当社のいずれかから、契約期間満了の1カ月前までに契約終了または変更等にかかる別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに、同一条件で更新されるものとします。

## 8. お客さまからの申し出による契約の変更・解約

- (1) お客さまの発電設備等の変更や振込先口座の変更を行う場合は、あらかじめ当社までご連絡ください。
- (2) 買取契約の成立後、発電者が買取契約を解約しようとする場合は、あらかじめその希望する日(以下、「解約希望日」といいます。)を定めて、当社所定の方法で解約希望日の1カ月前までに当社に通知していただきます。ただし、他の小売電気事業者との間で買取契約を締結するために当社との買取契約を解約する場合は、原則として発電者が新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者の買取開始日を当社との買取契約の解約日とします。
- (3) お客さまが通知した解約希望日に買取契約を終了させるための措置をとることが困難であると当社が判断する場合、当社が解約希望日に変えて、代わりの日を解約期日として定めることがあります。

## 9. 当社からの申し出による契約の解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて買取契約の解約をする場合があります。
  - ・ 一般送配電事業者によって電力買取を停止された場合において、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ・ お客さまが電力受給約款によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合、または他の買取契約(すでに終了しているものを含みます。)によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
  - ・ 発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、適正契約への変更に応じていただけない場合
  - ・ その他電力受給約款に規定された措置を講じていただけない場合、または電力受給約款に反した場合
- (2) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が判断した場合は、本条の定めによらず、お客さまの有する期限の権利を喪失させ、また通知または勧告等何らかの手続きを要せず、ただちに買取契約を解約することができます。
- (3) お客さまが、(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取がなされていないことが明らかな場合には、当社または一般送配電事業者が電力買取を終了させるための処置を行なった日に買取契約は終了するものとします。



## 10.約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により電力受給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、電力受給約款を変更することがあります。その場合、あらかじめ変更後の約款を当社のウェブサイトへの掲載等の方法を通じて、お客さまにお知らせします。

## 11.個人情報の取扱い

- (1) 当社はお客さまに係る個人情報を、「個人情報の取扱い」に定めるところにより取り扱います。
- (2) 本条に定めるほか、当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社ウェブサイト等において通知するプライバシーポリシーに定める事項に従うこととします。

## 12.その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者または一般送配電事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (2) 本重要事項説明書兼買取条件説明書に記載のない事項については、電力受給約款によるものとします。

-----  
**取次事業者: 銚子電力株式会社** (小売事業者登録番号:A0561)

TEL: 0479-21-5023(平日 9:00~17:00)

FAX: 0479-21-5024

<https://choshi-denryoku.co.jp/>

**小売電気事業者: 株式会社 Loop** (小売事業者登録番号:A0021)

TEL: 03-5846-2324(平日 9:00~18:00)

<https://loop-denki.com/>

